

【石川県】

賃金引き上げに向けた支援策

令和7年12月23日

商工労働部

最低賃金の引き上げへの支援策

R7.9月補正

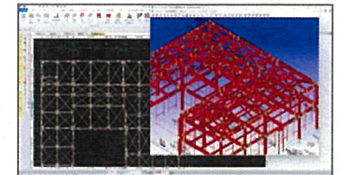


- ・最低賃金の過去最高の引き上げにより、**賃上げに向けた環境整備への支援**（賃上げ環境整備助成金）に加え、**被災した小規模事業者への直接的支援**（被災事業者賃上げ支援金）を**9月補正で実施（10億円規模）**
- ・**10月17日から募集開始**
 - 募集開始に併せ、各種問い合わせに対応するコールセンターと申請手続きを案内する特設サイトを開設
- ・**1社でも多くの事業者を活用いただくため、商工会議所などと連携した周知や企業向け説明会にて、制度を周知**

中小企業の活用事例

建築材料、金属材料等卸売業の事業者（金沢市）

- ・手動で行っていた重量等の算出を自動化し、見積書等に反映することができるソフトウェアの導入



宿泊業の事業者（加賀市）

- ・売店の省人化・キャッシュレス対応のPOSレジカウターの新設に併せ、稼働什器や引出収納の導入により、陳列作業等の効率化を図るレイアウト改修

飲料製造業の事業者（珠洲市）

- ・製造に必要な施設の温度管理の強化を図り、品質を安定させるとともに生産性向上を図るための新たな空調設備を導入

申請手続きが不要です 県内中小企業の皆様へ



最低賃金引き上げに伴う 県支援制度のご案内

石川県の最低賃金は、令和7年10月8日から70円引き上げられ1,054円になりました。
県では、物価高騰等で厳しい経営状況にある中小企業の賃上げを支援します。

石川県賃上げ環境整備 助成金

申請受付期間

令和7年 令和8年
10月17日～1月16日

今後の賃上げに向けて中小企業がITシステム導入や、従業員のスキルアップ研修などの取り組みに対し、その経費の一部を助成します。

対象者 県内事業所を有する中小企業（小規模事業者含む）で、従業員10人以上、下記に定める賃上げを実施していること。※1人でも可

対象事業 令和7年4月1日（日）～令和8年2月9日（月）までに行った賃上げ、収益力強化のための新たな取組（※）に該当するものについて

対象率 中小企業3/4、小規模事業者4/5
助成上限額 100万円

石川県被災小規模事業者 賃上げ支援金

申請受付期間

令和7年 令和8年
10月17日～2月28日

被災した小規模事業者に対し、従業員の賃上げに伴う支援金を支給します。

対象者 ①被災要件をすべて満たすこと
②県内に事業所を有する小規模事業者であり、助成する従業員は、賃上げについて下記に定める賃上げを実施していること。
③令和7年4月1日～令和7年12月31日の期間に、賃上げ70円以上の賃上げを行っていること。県内事業所で4割以上の従業員が被災認定を受けていること。
④被災後の従業員賃上げが、被災前の同月の賃上げと比較して3%以上減少していること。

対象事業 賃上げした従業員1人あたり5万円（最大10人分 50万円）

従業員の賃上げ要件（全て満たすこと）

- ①賃上げ時の時給は、984円～1,034円の範囲内であること
- ②令和7年4月1日～令和7年12月31日の期間で、時給70円以上の賃上げを行っていること
- ③週所定労働時間は20時間以上であること
- ④賃上げ後の賃金水準を1年以上継続する見込みであること

問い合わせ先

石川県賃上げ緊急支援事業運営事務局

〒920-0864 石川県金沢市高岡町12-45 ロイヤルシャトー南町

☎0120-678-670

https://ishikawa-chinageshien.pref.ishikawa.lg.jp/chinageshien/

特設サイト



このQRコードをスマートフォンで読み取ると、特設サイトにアクセスできます。

最低賃金の引き上げへの支援策の執行状況

	賃上げ環境整備助成金	被災小規模事業者賃上げ支援金
概要	中小企業・小規模事業者が行う業務効率化等につながる環境整備（ソフト事業）に対して支援 ⇒ 最大100万円（中小3/4、小規模4/5）	R6能登半島地震以降の災害により、被災した小規模事業者の賃上げに対して直接支援 ⇒ 賃上げ労働者1人当たり5万円、最大50万円（10人分）
申請期間	令和7年10月17日～令和8年1月16日	令和7年10月17日～令和8年2月28日
問合件数 (12/15時点)	3,131 件	

支援機関（商工会議所・商工会）やコールセンターに寄せられているニーズ・声

【飲食店】 従業員を6人雇用しているため、対象外

【製造業】 従業員を21人雇用しているため、対象外

【全業種】 地震の被害はあるが、「半壊以上」の建物がないため、申請不可

【全業種】 特定最賃が適用されるなど、最賃近傍より少し高い水準で従業員を雇用しているため、申請不可

（小規模事業者の定義）
 製造業その他：従業員20人以下
 商業サービス業：従業員5人以下

<対象者>

最賃近傍(10/7までの時給984～1,034円)の労働者を雇用する小規模事業者

<主な要件>

- ・賃引上げ幅(70円)以上の賃上げ
- ・「半壊以上」の被害 ※要証明

被災小規模事業者賃上げ支援金の運用見直し

■ 見直し内容

現場のニーズや声を踏まえ、対象者や対象要件を見直し ➤ **名称及び対象を拡大**

● 被災小規模事業者賃上げ支援金

対象者 県内に事業所を有する**小規模事業者**

- 対象要件
- ①最賃近傍※の従業員の賃上げ(70円以上)
 - ②**半壊以上**の被災の証明
 - ③被災前から売上高等が3%以上減少
- ※10/7までの賃金時給:**984円～1,034円**

● 賃上げ環境整備助成金

対象要件 最賃近傍※の従業員の賃上げ(70円以上)
※10/7までの賃金時給:**984円～1,034円**

● 被災事業者賃上げ支援金

県内に事業所を有する**中小企業・小規模事業者**

- 対象要件
- ①最賃近傍※の従業員の賃上げ(70円以上)
 - ②**一部損壊以上**の被災の証明
 - ③被災前から売上高等が3%以上減少
- ※10/7までの賃金時給:**984円～1,053円**

● 賃上げ環境整備助成金

対象要件 最賃近傍※の従業員の賃上げ(70円以上)
※10/7までの賃金時給:**984円～1,053円**

最低賃金近傍の範囲の見直し(1,034円→1,053円)に合わせて、助成金の申請期間などを延長 1/16 → **2/6**

■ 今後のスケジュール

12/26 修正版の募集要領等を特設サイト(ホームページ)に公開

R8.1/1 適用開始

最低賃金引き上げに伴う賃上げ支援策の運用見直し【スケジュール変更】

✓令和8年1月1日から賃上げの要件変更するにあたり、「①従業員の賃上げを実施」する従来期間が年末までとなっていることから、**要件変更後に実施する賃上げも支援対象にできるよう期限を延長するとともに、申請期限等も併せて延長**

賃上げ環境整備助成金 手続き	令和7年				令和8年		
	4～9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
①従業員の賃上げを実施	従来期間 4月1日～12月末				期限延長 1月末		
②交付申請		10月17日～1月16日				2月6日	
③事業実施	4月1日～2月9日 ※申請前に実施した事業も遡及して申請可						2月末
④実績報告			事業終了1カ月後 又は 2月20日 のいずれか早い日まで				3月6日

被災小規模事業者賃上げ支援金 手続き	令和7年				令和8年		
	4～9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
①従業員の賃上げを実施	4月1日～12月末				1月末		
②支給申請		10月17日～2月末（期限延長なし）					